

参加表明書に関する質問・回答

○須坂新校施設整備事業 基本計画策定支援業務委託プロポーザル

No.	質疑	回答
《参加資格要件に関すること》		
1	参考様式(P別-30)について、押印は不要でしょうか。また、写しでもよいでしょうか。	押印は不要でよいです。 また、署名確認のできるものであれば写しでも構いません。
2	参加表明書作成要領について、 ※3前・元所属における実績を含めることができるのは記載のある単体参加者の管理技術者についてのみでしょうか。単体参加者の場合の(1)ウ、(2)ア(カ)、共同企業体参加者の場合の(1)ウ、(2)イ(ウ)、(2)イ(カ)については前・元所属における実績を含めることはできないでしょうか。	・実施要領IV-1(1)ウについては技術者としての実績でなく、参加者である法人(又は個人)が元請として行った設計業務の実績を求めています。 ・実施要領IV-1(2)ア(ウ)、(カ)及び実施要領IV-1(2)イ(ウ)、(カ)については、前・元所属における実績を含めることができます。 ※管理技術者区分(ウ)において、「(カ)において同じ」と記載されている要件については、建築(意匠)主任担当技術者区分(カ)の要件においても同様に求めるものとしてください。 また、実施要領IV-1(2)ア欄外の※1に記載のとおり、(イにおいて同じ。)の記載を基に確認をしてください。
3	様式13の主たる営業所「権限 入札参加資格」欄は、現時点での入札参加資格の有無を記載すればよろしいでしょうか。	主たる営業所及び従たる営業所を有する場合は、入札参加資格の権限又は権限委任の有無についてそれぞれ記載してください。該当がない場合は記載不要です。
4	様式18について、様式14に「必ず合計を記載すること」とありますが、「請負代金の額」欄の最下段に合計額を記載すればよろしいでしょうか?	貴見のとおりです。
5	建築(意匠)主任担当技術者の業務実績については、管理技術者もしくは担当技術者の立場での実績でなくてもよいという認識でよろしいでしょうか。またその場合の実績を証明する書類については、事務所で交わした委託契約書(建築主任担当技術者の名前の記載はなし)でよろしいでしょうか。	建築(意匠)主任担当技術者の業務実績についても、管理技術者もしくは担当技術者の立場での実績としてください。 ※管理技術者区分(ウ)において、「(カ)において同じ」と記載されている要件については、建築(意匠)主任担当技術者区分(カ)の要件においても同様に求めるものとしてください。

6	<p>事務所（参加者）の実績について、法人化以前の個人事務所時の実績（同代表のまま、法人化に伴い個人事務所を廃業し法人としての事務所を登録。事務所名も変更）も認められるでしょうか。その場合は実績証明書類の事務所名と同一の事務所であることを証明するための書類（廃業届と新規登録書）を添付すればよろしいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
7	<p>別7/3/(1) 提出書類について、IV-1 (1) イ 建築士事務所登録通知書（写）とあるが、通知書受領時から事務所名称が変わった場合は、「建築士事務所登録事項変更届」の写しを加えることで問題ないでしょうか。もしくは、建築士事務所登録証明書に替えても良いでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりです。 （登録当時の書類と変更経過の判る書類を提出してください。）</p>
8	<p>別7/3/(1) 提出書類 IV-1 (1) イ 設計業務の実績を証する書類について、海外プロジェクトの場合、どのような書類提出が宜しいでしょうか。外国語ベースの契約書に記載されている社名、技術者一覧での証明で問題ないでしょうか。社名と技術者名は漢字で判断できるものとなっています。</p>	<p>・設計業務の実績を証する書類は、参加者の人格等の参加資格に該当することが分かる記載があれば外国語ベースのものでも構いません。</p>
9	<p>別37/(1) セ 業務履歴書（様式18）について、“必ず合計を記載すること”とありますが、請負金額の合計を記載するという理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
10	<p>・【参加表明書類に係るもの】P別-30の参考様式は、8/10必着の参加表明書類と同時に提出するという理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりです。 （提出が必要となる場合に限る）</p>

11	<p>・【参加表明書類に係るもの】様式13『須坂新校施設整備事業基本計画策定支援業務委託プロポーザル参加資格申請書』内の下記の項目への記載内容をご教示いただきたいです。</p> <p>①「資格希望業種」「登録状況」それぞれの下の項目</p> <p>②「総合計」の右の項目</p> <p>③主たる営業所欄の「権限」の右の項目</p>	<p>①記入不要です。</p> <p>②記入不要です。</p> <p>③質問No.3の回答を参照してください。</p>
12	<p>長野県建設コンサルタント等の業務入札参加資格」のない者に求める提出書類の内、個人々の納税証明書は前年令和4年のもので宜しいでしょうか。また、非課税対象の場合は非課税証明書に置き換えて宜しいでしょうか。</p>	<p>令和4年所得に係る納税証明書としてください。また、非課税の場合は非課税証明書に置き換えていただいて構いません。</p>
13	<p>実施要項(別冊P36)における入札参加資格の審査要件ア・イの継続年数1年間について、一級建築士事務所開設後の年数ではなく、開業後の建設コンサルタント等の業務および実績が1年以上であれば良いと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
14	<p>基本計画策定支援業務完了後、基本設計、実施設計、工事監理は随意契約であると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>現時点では未定です。</p> <p>基本計画、実施設計につきましては、Ⅶ基本計画策定支援業務委託契約、6基本計画策定支援業務中のレビュー、設計業務とのつながりもご覧ください。</p>
15	<p>参加資格通知（一次審査書類提出要請）はどの手段（メール、電話、書類郵送等）によりますか。</p>	<p>実施要領Ⅵ手続き、2参加表明書の提出(3)の記載のとおりです。</p>